

静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく手続について

静岡県交通基盤部都市局土地対策課

1 審査項目

- (1) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力（融資証明書等）、信用（事業実績、ノウハウ、法令等の遵守実績）があること。
 - (2) 事業内容が明確（事業計画書）で、かつ、実現が確実（権利者等の同意書）なこと。
 - (3) 立地場所の適正（市街化調整区域では、原則として土地利用事業の施行が認められていない。ただし、開発許可権者が開発審査会に付議し承認の議決がされた場合には、この限りではない。）
 - (4) 地元市町との調整が十分行われていること（市町の土地利用承認）。
 - (5) 事業計画が、県土地利用指導要綱第5条及び第10条の基準に適合していること。
- * 太陽光発電施設の設置に関する事業における（1）～（3）の審査は、関係法令の取扱いに準じる。

2 審査の手順

- (1) 形式審査段階（県土木事務所都市計画課）
 - ア 申請書の記載事項及び必要な書類が添付されていること。
 - * 権利者の同意書については印鑑証明書の添付が必要
（太陽光発電施設の設置に関する事業にあつては、関係法令の取扱いに準じる）
 - * 当該市町が実施した土地利用事業の適正化に関する指導の承認を証する書面の添付が必要
 - イ 農振農用地及び市街化調整区域内の土地が含まれていないこと。
 - * 市街化調整区域内の事業については、開発許可権者が開発審査会に付議する見込みがあれば、形式審査段階は審査省略。
- (2) 立地審査段階（県土地対策課及び県関係課）
 - 1-(1)、(2)、(3)について審査する。
- (3) 技術審査段階（幹事：県関係課、県土木事務所各課）
 - ・説明幹事会の開催
 - ・現地調査
 - ・各幹事からの指示事項
 - ・各幹事と事業者との協議
 - ・調整了
- (4) 最終段階
 - ・1-(3)について、開発許可権者及び市町に確認
- (5) 承認、不承認の決定（審査幹事会・土地利用対策委員会）